

審　　査　　基　　準

令和4年5月13日作成

法　令　名　：自動車の保管場所の確保に関する法律
根　拠　条　項　：第13条第4項
処分の概要　：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者(委任先)　：警察署長
法令の定め　：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審　查　基　準　：審査基準が法令の定めに尽くされている处分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間　：1日
申　請　先　：申請は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先　：交通部交通規制課規制総務係（電話059-222-0110）、警察署交通課
備　　考　：